

平成 30 年度第 1 回青山住民自治地区連合会会議録

日時：平成 31 年 1 月 22 日（火） 午後 1 時 30 分～

場所：青山支所 2 階会議室

出席委員：5 名

（川合委員、坂本委員、住澤委員、大場委員、宮岡委員）

欠席委員：1 名（山本委員）

事務局：宮崎企画振興部長、東企画振興部次長、澤田青山支所長、赤尾青山支所振興課長、  
垣内青山支所振興課副参事、馬場青山支所振興課副参事

傍聴人：なし

議 題：会長、副会長の互選について  
新市建設計画変更案の諮問について

発言者	発言要旨
事務局	開催趣旨等の説明。本会議が住民自治地区連合会の設置に関する規則第 6 条第 3 項により成立している旨を報告。伊賀市情報公開条例第 35 条に基づき会議の公開を行うこと、審議会等の会議の公開に関する要綱第 8 条に基づく議事概要作成のための録音について了承いただく。また、本会議が住民自治地区連合会の設置に関する規則第 6 条第 3 項により、委員の半数以上の出席があり、成立していることを報告。
事務局 (支所長)	あいさつ
事務局 (支所長)	新任及び再任の委員に委嘱状交付。
事務局	それでは、会長及び副会長の選出について、どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。
委員	この時期の選出のため、来年度継続する人を選んでいただけたほうが良いと思います。
委員	住民自治協議会の会長連絡会議の内容も同じですので、会長連絡会の会長さんと副会長さんをお願いさせていただいたらどうでしょう。

事務局	<p>ただいま、ご提案をいただきまして、事務局提案として、会長に青山住民自治協議会会長連絡会会長の川合様、副会長に青山住民自治協議会会長連絡会副会長の坂本様にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
事務局	<p>それでは、会長に川合様、副会長に坂本様、よろしくお願いいたします。会長が決定しましたので、住民自治地区連合会の設置に関する規則第6条により、以降の議事については会長様が議長ということになりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、新市建設計画変更案の諮問ということで、説明をお願いします。</p>
事務局 (総合政策課)	<p>新市建設計画変更案について、資料により説明。</p>
会長	<p>なぜ2年の延長で止めたのですか。</p>
事務局 (企画振興部)	<p>まず残額が42億円程度で、当地域でいいますと複合化施設の整備など、今後やっていく整備を合わせていきますと、事業費は42億よりも少し多くなるぐらいの事業量が、ここ3年間で残っています。その事業量では5年間伸ばしても、それまでに発行可能額を使い切ってしまうということになり、この新市建設計画のなかでは、必ず支所を置かなければならないなど、自治組織の制約事も一緒に書いてあるわけで、その制約事があるがゆえに、例えば島ヶ原地区では一自治協・一自治会で支所を置いておく必要があるのかというような内部的な問題も出てきております。本来、合併から15年目を迎えて見直す必要があり、それが本来の一体化という声も出てきており、この計画が生きておればなかなか見直しもできない。そうすると、事業量と今後の市の行政組織や自治協さんも含めた見直しのバランスを考えたときに、あと2年間延長して、今後3年間で将来の方向性を定めて、次のステップに行かないといけない時代がきていることから、期間を2年間とさせていただいております。</p>
会長	<p>いろいろ事業の問題がある。南庁舎整備事業は期限が切れてきているというものの、まとまらなかつたら延ばすのですか。</p>
事務局 (企画振興部)	<p>道路整備や橋梁なども入っておりますが、延びたからといって違う事業に使える財源として確保することができず、南庁舎だけに使う財源ではございません。南庁舎の場合、補助率や事業計画にもよりますが、4億から8億ぐらいでできると思います。今、42億残っておりますので、他の事業をどんどん当てはめてい</p>

	<p>けば、その財源を先に使ってしまうだろうというところです。</p>
会長	<p>使ってしまうとはどういうことですか。</p>
事務局 (企画振興部)	<p>使ってしまうとは変な言い方ですが、先ほど説明いたしました、事業費のうち3分の2を持ってくれるようなものはございませんので、市民にとっても非常に大きいだろうと。補助事業の裏財源とって、例えば2分の1を国が補助してくれて、その裏は自分のところで2分の1用意をしないといけません、その裏の財源にも特例債を充てられるわけです。そうすると、6分の1の負担で全部の事業ができてしまい、非常に有利な財源に違いありません。地域の整備や環境整備などまだまだ抱えていますし、先ほど当地域の複合化施設の整備の話もさせていただきましたが、そういったところの財源として活用できるということです。</p>
会長	<p>対象事業が変えられるということですか。</p>
事務局 (企画振興部)	<p>もちろん再生計画の中に入れてありますので、道路整備や防災などの中での細かいところは変えることは可能です。</p>
会長	<p>地区市民センター整備事業は、どのようになっていますか。</p>
事務局 (企画振興部)	<p>地区市民センター整備事業は、第1期計画が31年度までで、次の第2期計画はただ単に建て替えということではなく、バリアフリー化やトイレの改修など、1,500万円ほどかかったりするセンターもあります、そういったところにも充当できるというわけです。</p>
会長	<p>内容的には決まった内容ですので、どうこう言うようなことではないと思います。</p>
委員	<p>今、青山支所の計画で先ほど報告があったように、予定どおり建設が進むという考え方でよろしいですか。地元としてはいろいろな意見がありまして、財源としては確保されていて、継続して進めばやっていただけるということでよろしいですか。</p>
事務局 (企画振興部)	<p>私の管轄している部のなかのスポーツ振興課の事業ですが、まだ議会に認めてもらわないといけませんが、来年度予算の中で体育館を解体する予算が挙がっておりますので、計画的に進めていけるはずですよ。</p>
委員	<p>公共施設の適正化について、数年前に説明を受けたことがあります、この整備条件に入っているということですよ。</p>

事務局 (企画振興部)	はい、そうです。
会長	損しないように計算されていますか。予算も確定されていませんが、ただ返しているのではなく。
事務局 (企画振興部)	その年の償還額に合わせて返ってくるわけです。事業をやっても、事業によっては8年間の起債期間であったり、10年、15年、長ければ20年と。例えば、庁舎建設事業が20年となったら、2年間据え置いてから返していくわけです。その期間に毎年返す起債の公債費、返還額に対しての66.5%は返ってきている状況です。地方交付税の場合は、例えば、600万円返ってくる予定が、今年の財源がいくらで400万円しか返ってこなかったということは、今まで多々ありました。この合併特例債については、先ほど申し上げたとおりです。ただ、まとめて返ってきますと、交付税の算定根拠になっている色々なものが合わせて入ってきていますので、返ってくるであろう見込みと多少ずれたりしますが、そんなに大きなずれはありません。
会長	市が計算しているのと、あまり変わらないということですね。
事務局 (企画振興部)	他の所で災害が起こったりしたら、特別交付税は返ってくる額が少なくなったりしますが、これは普通交付税の中に入っておりますので。
委員	もう一点、学校教育の充実ということで、学校施設の整備事業についてです。上津の自治協として神村学園に当時から関わっていますので経緯は承知しておりますが、水道が漏洩してかなりの水漏れが起こっており、教育委員会へ要望書を出しています。これは、早くからの状況でありまして、漏洩した水道代も支払っているということです。そして、体育館が避難場所になっておりますが、ここも雨漏りしています。また、耐震がないということで心配しております。学校施設については、神村学園に貸与したことになっておりますが、上津として学校との関係については、かなり支援させていただいております。我々地域が学校、生徒さんともコミュニケーションを取りながら、活動も一緒にしております。段々と高齢化社会になり人口も減っていくなかで、生徒さんを歓迎しているわけです。青山の力でやれるのかやれないのか、教育委員会また伊賀市として、若干でもやってもらえるのかお聞きしたい。
事務局 (企画振興部)	まず、神村学園さんは学校法人で、ここに書いてある学校教育の充実とは、伊賀市立、要するに行政財産として管理している学校の整備に関することでございます。神村学園さんへは建物・土地一切市の所有物を無償でお貸ししているなかで、学校法人の運営というのは県レベルの行政対応です。伊賀市が無償譲渡して

	相手の持ち物なら、県を通じて補助事業として施設を修繕したりできますが、伊賀市の特例債の対象事業にはできません。
委員	管理責任というか避難場所にもなっている部分、それからそうしたメンテナンス部分についてはどこが責任あるのかということで、一議員から議会で質問があったと思いますが、市としてはある一定の責任があるような返答もいただいたように思っています。貸与する前では、神村学園はそんな現状を知らない訳ですし、その前に何とかしておくべきことだと思います。
事務局 (企画振興部)	無償貸与とか貸借契約を結ぶまでに、施設を修繕すべきだったということでしょうか。
委員	市としては、早くから実態を知っていたはずです。
事務局 (企画振興部)	特例債の対象とするのは難しいですが、市として助成、補助しようという政策的な決定があれば、市の財産として充分改良できますよということです。
会長	特例債の試算は、市で作ってありますか。
事務局 (企画振興部)	概ねこれを算定するために、事業費 42 億を積み上げないといけないので、大体はしてあります。
会長	公表できますか。
事務局 (企画振興部)	今のところ、概算的に 3 年間積み上げただけですので、途中で変わる可能性もあります。設計すらできていない事業を概算で出した数字を使っていますので、詳細は毎年の予算要求時に明らかにしていけないことをご理解いただきたいです。積算根拠としては持っておりますが、政策決定が議会を通じてされていないうちに、先にこれに使えますよという公表はできかねます。
会長	期間内で、完了しないといけないということですね。
事務局 (企画振興部)	そうです。3 年間の期間の中で、完了できる事業量を見繕って積み上げたら、42 億を超えているということです。
会長	未完成では、だめということですね。
事務局 (企画振興部)	未完成では、対象事業にならないです。ここ 3 年間の間で終えてしまうような形の事業が、位置付けられています。

委員	高尾で市の体育館がありますが、ずっと雨漏りしていて天井も色が変わってきており、床も張り替えないといけない状態です。地元でどうすることもできないため、雨漏りだけでも修繕していただくことはできませんか。
事務局 (企画振興部)	北部公園の体育館を解体するなかでは、高尾も使っていただかないといけない人も増えてくるであろうと聞かせてもらっておりますので、担当課のほうでは前向きに考えているとは思いますが、確認いたします。
会長	他にご質問ありませんか。無いようでしたら、答申の流れを説明していただけますか。
事務局 (企画振興部)	答申書文例に基づき説明。
会長	各自治協さん持ち帰って、意見があればこの会議で協議して判断します。
事務局 (支所長)	2月の会長連絡会議で協議してもらおうのほうがいいと思いますので、よろしく願いします。